

## 情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱

令和7年5月9日総基安第20号

### (通則)

第1条 情報通信拠点機能強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、財政法（昭和22年法律第34号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号、以下「交付規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、国が、電気通信回線設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条第1号に規定する電気通信回線設備をいう。以下同じ。）を設置する電気通信事業者（同法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、電気通信回線設備を応急復旧するための機材の整備に要する経費の一部の補助を行うことにより、災害時における通信サービスの維持・早期復旧のための体制強化を目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）及び無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 通信ビル 交換設備を収容した建物をいう。
- 二 車載型基地局 携帯無線通信、広帯域移動無線アクセスシステム及びローカル5Gを行う基地局（以下、単に「基地局」という。）であって、自動車に設置されるものをいう。
- 三 可搬型基地局 基地局（陸上移動中継局を含む。）であって、可搬型のもの（前号に掲げるものを除く。）をいう。
- 四 移動電源車 基地局又は通信ビルの運用に必要な電力を供給する発動発電機を設置した自動車をいう。
- 五 可搬型発電機 基地局又は通信ビルの運用に必要な電力を供給する可搬型の発動発電機（前号に掲げるものを除く。）をいう。
- 六 衛星エントランス回線機器 固定通信による伝送路の代替として、衛星通信により

基地局と交換設備の間の伝送路又は通信ビル間の伝送路を構築する機器をいう。

(補助対象設備等)

第4条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 車載型基地局（当該車載型基地局が設置された車両を含む。）
- 二 可搬型基地局（当該可搬型基地局の積載を目的とする専用の車両又は当該可搬型基地局が設置された無人航空機を含む。当該可搬型基地局を船舶に設置する場合は、設置に当たっての事前の工作費を含む。）
- 三 移動電源車
- 四 可搬型発電機（当該可搬型発電機の積載を目的とする専用の車両を含む。）
- 五 衛星エントランス回線機器

(補助対象設備の規格)

第5条 補助対象設備の規格は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象設備は、すべて新規製品でなければならない。
- 3 補助対象設備は、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限る。

(補助対象事象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、都道府県庁等（事業用電気通信設備規則第11条第3項に規定する都道府県庁等をいう。）に設置されている端末設備（当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。）と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備を設置している電気通信事業者とする。

(補助率)

第7条 補助金の補助率は、予算の範囲内で補助対象設備の購入、借用、改良又は据付けに必要な経費の3分の1以内とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする電気通信事業者（以下「申請者」という。）は、交付申請書を、総務大臣が別に定める日までに総務大臣に提出しなければならない。

- 2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
  - 一 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は様式第1によるものとする。

二 交付申請書の提出部数は、1部とする。

(交付の決定の通知)

第9条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 総務大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 総務大臣は、交付の決定に当たっては、補助対象設備ごとの充足率（申請者が現に保有する補助対象設備数を第6条の交換設備の数で除した割合をいう。）が低い申請者による当該補助対象設備の申請を優先するものとする。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、適正化法第3条の趣旨に従い、補助金の公正かつ効率的使用と補助事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条及び交付規則第6条の規定に基づき、補助事業の遂行の状況に関し、総務大臣に必要に応じ報告しなければならない。

2 総務大臣は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

4 総務大臣は前2項の命令に当たっては、適正化法第24条の規定に留意しなければならない。

(変更等の承認)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の内容を変更するとき（次に掲げる場合を除く。）は、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要があるとき。

二 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられるとき。

三 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更であるとき。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 総務大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第4号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による中止（廃止）承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

- 第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

- 第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、総務大臣から要求があった場合は、速やかに様式第7号による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第8号による実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、総務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の報告書を総務大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

- 第15条 総務大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく交付の決定をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 総務大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、総務大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%

の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第 16 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第 10 号による補助金精算払請求書を総務大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 総務大臣は、第 11 条第 4 項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 9 条の決定の内容（第 11 条第 1 項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反したとき。

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

四 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第 11 号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定に基づく返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

(補助事業の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

- 2 前項の規定により補助事業者が保存しておかなければならない書類がスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

（補助金交付の際付す条件）

第 20 条 補助事業者は、補助事業によって取得した財産（以下この条において「取得財産」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第 12 号による承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。ただし、借用の場合はこの限りでない。）。

- 2 補助事業者が取得財産を処分することにより収入があると認める場合には、総務大臣は、当該収入の全部又は一部を国に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 補助事業者は、取得財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分に関する承認の特例）

第 21 条 前条第 1 項の規定による取得財産の処分に関する総務大臣の承認については、総務大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第 12 号による届出書の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに総務大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（財産の処分による収入の納付等）

第 22 条 補助事業者は、第 20 条第 2 項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第 12 号による承認申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の申請があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。
- 3 第 1 項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、総務大臣は、未納に係る金額に対して、その未

納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第23条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付の申請、第11条第1項若しくは第4項の規定に基づく変更等の申請、第12条の規定に基づく事故の報告、第13条の規定に基づく状況報告、第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第16条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第20条第1項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第21条の規定に基づく財産の処分の届出又は第22条第1項の規定に基づく財産の処分による収入の納付(次条において「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の3第1項の規定に基づき総務大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第24条 総務大臣は、交付申請等に係る第9条第1項の規定に基づく通知、第11条第3項の規定に基づく通知、第12条の規定に基づく指示、第13条の規定に基づく要求、第15条第1項の規定に基づく通知、第17条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第20条第1項の規定に基づく承認、同条第2項の規定に基づく納付命令又は第22条第2項の規定に基づく納付命令(以下この条において「通知等」という。)については、補助事業者が電子情報処理組織を使用する方法による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合には、当該方法により通知等を行うことができる。

(その他必要な事項)

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。